| 第 9 章 | 三権分立 | 名前: | 日　付 | No.03 |
|---|---|---|---|---|

[問題 1]

次の文の空欄に記入すべき最適語を語群より選び、記号で答えよ。

我が国の政治組織の原理としては、イギリスのロックやフランスの(1　　)がとなえた権力分立制が採用されている。しかし、アメリカの大統領制と異なり、お互いに関係しあいながら、権力の行き過ぎを防ぎ、バランスのとれた政治を行なうという方法をとっている。

国会の地位は国権の(2　　)であり、唯一の(3　　)であるとされ、国会が制定した法律に基づき、法律に従って政治が行われる。日本の国会は衆議院と参議院とで構成される(4　　)をとっている。これは慎重な審議を行う意味からも重要なことであり、両院の性格が異なる構成となっている。また、両院の議決が対立した場合は、(5　　)の優越が認められている。

日本の政治体制は、国会と内閣が密接な関連をもっている(6　　)である。内閣総理大臣は(7　　)の中から(8　　)の議決で指名され、内閣総理大臣が任命する(9　　)の過半数は国会議員でなければならない。また内閣は、行政権の行使にあたり、国会に対して(10　　)を負い、国会の信任を得なければ存立できない。内閣は、憲法第 73 条に規定されているように、いろいろな仕事があるが、特に重要なことが(11　　)を誠実に施行し、国務を総理することである。また、(12　　)を処理し、(13　　)を締結する。内閣が法律で決められたことを実施するために定めるきまりは(14　　)である。また、そのほかに天皇の国事行為について(15　　)と(16　　)を与えること、最高裁判所長官の指名その他の裁判官の任命などもその職務である。

すべて司法権は(17　　)と法律の定めるところにより設置する(18　　)に属するとなっている。日本国では、一つの事件について裁判を三段階まで求められる(19　　)を取り入れており、判決が不服の時は、上級の裁判所に裁判を求めることができる。また、裁判には、刑事裁判と民事裁判がある。裁判は社会の秩序を維持し、国民の権利を守るものであるから、公正に行われる必要がある。そこで司法権にはいかなる国家機関・社会的勢力・人からも干渉を受けず、指揮命令にも拘束されない原則がある。このため、裁判官には憲法によりきわめて強い身分保証がなされている。

(語群)

ア)命令　イ)指名　ウ)任命　エ)助言　オ)国務大臣　カ)批准　キ)政令
ク)有限責任　ケ)最高機関　コ)承認　サ)国会　シ)連帯責任
ス)衆議院　セ)国会議員　ソ)立法機関　タ)ペリー　チ)参議院議員
ツ)衆議院議員　テ)憲法　ト)モンテスキュー　ナ)参議院　ニ)大統領制
ヌ)最高裁判所　ネ)シラク　ノ)条約　ハ)議院内閣制　ヒ)三審制
フ)下級裁判所　ヘ)法律　ホ)二院制　マ)外交関係

[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| (1) ト | (2) ケ | (3) ソ | (4) ホ |
| (5) ス | (6) ハ | (7) セ | (8) サ |
| (9) オ | (10) シ | (11) ヘ | (12) マ |
| (13) ノ | (14) キ | (15) エ | (16) コ |
| (17) ヌ | (18) フ | (19) ヒ | |

[問題 2]

右の図をみて、各問いに答えなさい。

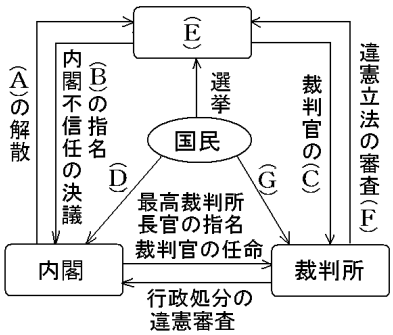


(1) 図中の A～E にあてはまる語句を書きなさい。

(2) 図中の G は、最高裁判所の裁判官が適任であるかどうかを審査する仕組みであるが、これを何というか。

(3) 衆議院で内閣不信任の決議が出された場合、内閣はどのような対応をするか。

(4) 図中の F の違憲審査制について次の語句を使って簡潔に説明しなさい。
( 法律、憲法 )

(5) 図のように、国の権力を 3 つに分けて、それぞれを独立した機関が担当することを何というか。

(6) (5)のようなしくみが取られているのはなぜか。簡潔に説明しなさい。

[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| (1)A 衆議院 | B 内閣総理大臣 | C 弾劾裁判 | D 世論 |
| E 国会 | (2) 国民審査 | | |
| (3) 衆議院を解散するか、10 日以内に総辞職する。 | | | |
| (4) 国会が制定した法律が憲法に反しないか否かを審査する。 | | (5) 三権分立 | |
| (6) 権力の集中による、権力の濫用をふせぐため。 | | | |

[問題 18](3 学期)

三権分立について下の各問いに答えなさい。

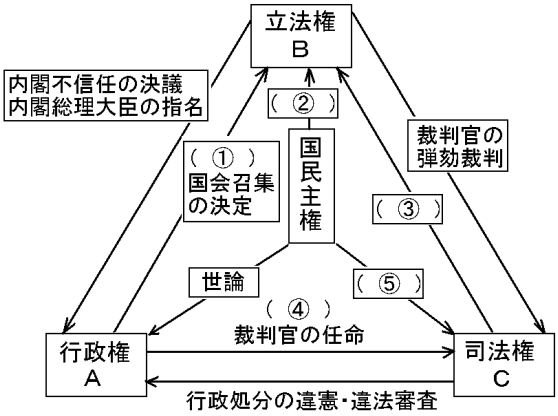


(1) 右の図①～⑤に当てはまるものを記号で答えなさい。

ア：国民審査　イ：関税自主権

ウ：選挙　　エ：違憲立法審査権

オ：衆議院の解散　カ：大統領制

キ：公的資金の投入

ク：最高裁判所長官の指名

(2) 図の A の機関の名称を答えなさい。

(3) 図の B の機関は憲法で国権の何と記されているか。

(4) 図の B の機関で、予算の先議権はどちらの議院にあるか答えなさい。

(5) 図の C の機関で、札幌市に設置されていないものは何か答えなさい。

(6) 三権分立を説いたモンテスキューの著書は何か。

[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| (1)①オ | ②ウ | ③エ | ④ク |
| ⑤ア | (2) 内閣 | (3) 最高機関 | (4) 衆議院 |
| (5) 最高裁判所 | (6) 法の精神 | | |